

# 鹿児島県産農産物のポジティブリスト制度に係る対応指針

鹿児島県農政部

平成18年8月10日制定

## 第1 目的

この指針は、食品衛生法に基づいた残留農薬検査の結果、本県産農産物が農薬の残留基準等に違反し、流通の禁止等の措置がなされた場合において、迅速かつ的確な対策を講ずることにより、被害の拡大防止・再発防止等を図ることを目的とする。

## 第2 事前対策

### 危機管理体制の整備

#### (1) 危機管理体制の担当窓口・責任者等

経営技術課及び地域振興局・支庁を所管とし、危機管理責任者、情報管理責任者、担当窓口は次のとおりとする。

所 属	危機管理責任者	情報管理責任者	担当窓口
経営技術課	課長	技術補佐 (情報管理責任者総括)	生産環境係
地域振興局	農政普及課長	農業振興担当係長	農業振興担当係
熊毛支庁	〃	農業振興係長	農業振興係
大島支庁	〃	特殊病虫害係長	特殊病虫害係

#### (2) 連絡体制

本県産農産物の流通禁止等情報を受けた場合の連絡体制は、別紙1のとおりとする。

## 第3 応急対策

### 1 情報収集体制

#### (1) 情報の収集

本県産農産物の流通禁止等の情報を受けた場合、次の項目を中心に情報収集する。

- ①発生年月日、発生場所、農産物名、産地名（市町村、生産組合名、生産者名）
- ②残留基準等を超過した農薬名、残留基準値、残留濃度
- ③超過した農産物に対する廃棄、回収等の措置の具体的内容
- ④県農政部に対する依頼事項等

#### (2) 情報の伝達

経営技術課技術補佐は情報管理責任者総括として情報の一元化を図り、(1)の内容を発生報告書に記載の上、速やかに危機管理責任者（経営技術課長）、農政部長及び次長に報告する。

また、情報連絡体制に基づき関係する機関に情報を伝達する。

## 2 緊急対策会議の開催

衛生部局等から情報提供、依頼事項を受けて、経営技術課は、県農薬飛散防止対策指導指針（平成18年2月20日制定）の1の（1）ウに基づき、県関係各課、関係機関・団体、発生元の市町村農薬飛散防止対策協議会（以下、「市町村協議会」という。）関係者及び生産者組織代表等による県農薬飛散防止対策協議会の緊急対策会議（以下、「緊急対策会議」という。）を開催し、次の内容について検討を行う。

- ①発生原因究明への対応
- ②再発防止策の検討
- ③今後の出荷の対応
- ④風評被害への対応

## 3 原因究明の実施と再発防止策のとりまとめ

関係する市町村協議会は緊急対策会議での検討結果を踏まえ、生産者等と連携して原因究明を行うとともに、再発防止策を取りまとめる。

（1）原因究明を行う場合、以下の事項について調査、確認する。

- ①生産者組織、農家等
- ②対象作物の栽培状況
- ③対象作物の収穫日、出荷状況
- ④対象作物の農薬使用状況（農薬名、使用年月日、場所、使用総回数、使用濃度、使用量）
- ⑤農薬の飛散による影響が大きいと判断される場合、対象作物の栽培ほ場の周辺作物の栽培状況と農薬の使用状況

（2）（1）の原因究明時に、農薬取締法における違反事項が確認された場合、経営技術課及び地域振興局・支庁は、関係する市町村協議会に対して指導するとともに、違反した農家等に対して農薬の適正使用について指導を行う。

（3）関係する市町村協議会は、原因究明と併せて再発防止策を「農産物のポジティブリスト制度に係る農薬の残留基準値超過対応報告書（以下、「報告書」という。）」に取りまとめ、経営技術課に報告する。

（4）経営技術課は、報告書を受理したら、直ちに緊急対策会議を開催し、その内容について確認する。市町村協議会は緊急対策会議の結果を踏まえ、再発防止策を関係する生産者に指導する。

なお、関係する生産者等は、緊急対策会議の検討結果を踏まえ、再発防止策に努める。

（5）経営技術課は、原因究明と再発防止策について、農政部長及び次長に報告するとともに、他の関係者に周知を行う。

（6）経営技術課は、原因究明と再発防止策について生活衛生課に回答する。

### 附 則

この指針は、平成18年8月10日から適用する。

この指針は、平成19年4月1日から適用する。

この指針は、平成29年4月3日から適用する。

この指針は、平成31年4月1日から適用する。

### 情報連絡体制

